部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

（部分払）

第１条　甲は、この特約条項の定めるところに従い、当該既納又は既済部分に対する代価を乙に支払うものとする。

（部分払の限度額及び回数）

第２条　確定契約にあっては、次の各号の計算要領に従い、既納部分の１０／１０、既済部分については９／１０を限度として支払うことができる。

ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、当該完済部分の１０／１０を支払うことができる。

(1)　製造請負契約及び売買契約

一般契約条項第３条に規定された品目単価又は契約書を用いて計算する。

(2) 役務請負契約

契約締結後速やかに、契約金額の範囲内で単価表を作成し、甲の確認を受けるものとし、当該単価を用いて計算する。

２　概算契約にあっては、次の各号の計算要領に従い、既納又は既済部分の９／１０を限度として支払うことができる。

(1)　製造請負契約

一般契約条項第３条に規定された品目単価を用いて計算する。

(2)　役務請負契約

契約締結後速やかに、契約金額の範囲内で概算単価表（部品費を除く。）を作成し、甲の確認を受けるものとし、当該概算単価を用いて計算する。

３　部分払金額の支払回数は、〔　　回以内　又は　別表のとおり　〕とし、原則として支払希望月の前月末日、末日が休日等の場合は、その前日までに部分払申請書により申し出るものとする。

４　部分払は予算の範囲内において行うものとする。

（部分払の請求及び支払）

第３条　部分払の請求及び支払は、一般契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

なお、請求の内訳に第〇回分〇EA 等請求の内訳を明記するものとする。

（差額の支払及び過払金返納）

第４条　契約に定める概算金額の確定又は確定金額の変更をした場合には、甲が乙に対して既に代価の一部を支払っている場合において、当該支払金額が変更後の契約金額に満たないときは、甲は乙に対してその差額を支払うものとし、その時期は最終支払のときとする。なお、その請求及び支払は、一般契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

２　当該支払金額が前項の変更後金額を超えるときは、乙はその差額を甲の指示する返納期限までに返納しなければならない。なお、乙が期限までに甲に差額を返納しない場合の遅延利息については、一般契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（所有権の移転）

第５条　性質上不可分の製造請負契約の既済部分に対して部分払をした場合、当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

２　前項の規定は、当該契約物品に係る危険負担及び損害負担について、一般契約条項に定めるところを変更するものでない。